

平成 16 年第 1 回社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 16 年 6 月 17 日

ところ 山口県医師会館

協議

1. 带状疱疹に対する抗ウイルス剤注射(ゾビラックス注等)の取扱いについて [支払基金]

平成 10 年の社保・国保審査委員連絡委員会において、带状疱疹に対する抗ウイルス剤の注射の取扱いは、能書での適応のほか、汎発性带状疱疹、三叉神経領域の带状疱疹について使用可としてきたところであるが、上記 3 項目に該当しない症例での取扱いについて、再度協議願いたい。

上記 3 項目に該当しない場合は、注記があれば原則認めるが、単なる「免疫不全」の病名では査定もありうる。ケースバイケースで判断する。

2. 厚生労働大臣が別に定める疾患以外の疾患を主病とする患者に対し、特定疾患療養指導料(老人慢性疾患生活指導料)、特定疾患処方管理加算(長期)の算定について [国保連合会]

主傷病名の記載については、平成 14 年 5 月 21 日付け保医発第 0521001 号「低薬価薬剤の審査等の具体的取扱い方針」(厚生労働省保険局医療課長通知)により取扱ってきたところである。

しかしながら、厚生労働大臣が別に定める疾患以外の疾患を主病とする患者に対し、特定疾患療養指導料(老人慢性疾患生活指導料)、特定疾患処方管理加算の算定については、平成 14 年 4 月

出席者

委 員	為近 義夫	藤井 正隆	県医師会	会長	藤原 淳
	井上 強	重田幸二郎		副会長	木下 敬介
	河村 奨	柴田 正彦		専務理事	三浦 修
	山本 徹	杉山 元治		常任理事	西村 公一
	池本 和人	上野 安孝		理事	湧田 幸雄
	村田 武穂				萬 忠雄
	矢賀 健				加藤欣士郎
	藤井 英雄				

の診療報酬改定時から数回にわたり議論が繰り返されてきた。

一次審査においても、文書指導や返戻等の処理がされてきたが、今なお記載のある医療機関、記載のない医療機関があり審査に苦慮している。

また、特定疾患処方管理加算については、平成 16 年 4 月の診療報酬点数改定においても、処方料及び処方せん料に「注」の新設がされ、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る、特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日分以上の場合は、月 1 回に限り、1 処方につき 45 点の加算ができることとなった。

以上のことから、改めてこのことについてご協議いただきたい。

主病にかかわらずレセプトに該当する病名があれば算定を認める。主病の表記は必ずしも必要はないが、記載する場合は特定疾患に該当するかどうか確認を要す。特定疾患処方管理加算（長期）については、特定疾患に対する薬剤（処方期間が 28 日以上処方）の請求がなければ算定できない。

3. 眼科において、糖尿病性網膜症等の特定疾患療養指導料あるいは、老人慢性疾患生活指導料の算定について

〔国保連合会〕

内科である医療機関において、糖尿病に対する特定疾患療養指導料あるいは、老人慢性疾患生活指導料の算定がある場合の眼科での当該指導料の算定についてご協議いただきたい。

眼科において、糖尿病性網膜症に対する診療・指導がされていれば、それぞれ算定できる。

4. ケテック錠 300mg の投与期間について


〔国保連合会〕

別疾病が発生した場合、又は慢性疾患に有用性がある場合の再投与の場合の休薬期間についてご協議いただきたい。

投与開始後 2 週間とする。ただし、投与期間については能書どおり。

※以上の合意事項については、いずれも平成 16 年 8 月診療分から適用する。

経口用セフェム系製剤



セフゾン[®] 細粒小児用
カプセル 100mg
50mg

CFDN

セフジニルカプセル、セフジニル散 指定医薬品・要指示医薬品^{注1)}

Cefzon[®] (略号:CFDN)

注) 注意-医師等の処方せん・指示により使用すること

薬価基準収載

Fujisawa

発売元 資料請求先
藤沢薬品工業株式会社
大阪市中央区道修町3-4-7 〒541-8514

製造元
富山フジサワ株式会社
富山市興人町2番178号

作成年月2003年11月

●効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等につきましては、製品添付文書をご参照下さい。